

信託のしくみ

1. 信託とは

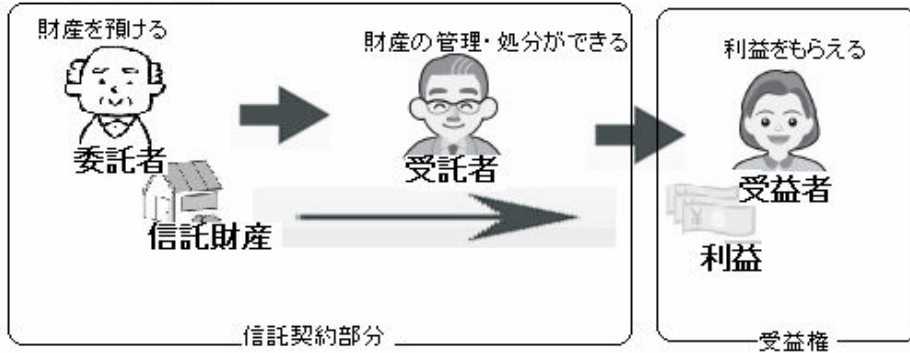
信託のおける人に自分の財産を託し、その財産の管理を・処分を任せることです。中世イギリスの「ユース」という制度で、封建制度における相続・贈与の制約を回避するために信頼できる人に土地を信託譲渡して管理してもらい、自分や第三者が収益を受け取るという「慣行」が始まりとされています。当初はトラブルもみられましたが、次第に法として整備され、信託された土地については信託された者が所有権を有すると同時に、収益を受け取る者も衡平法(エクイティー)上の権利を有することになったのです。日本では明治時代に担保付社債信託法で導入されたのが最初で、その後1920年代に信託法・信託業法が制定されました。それから80年以上法改正がほとんどなされなかったのですが、社会や経済情勢の変化に伴って大幅な見直しが行われ、2007年9月に新信託法が施行され、同時に信託の税制上の扱いも新たに整備されました。

信託には3者が関係します。

- 「委託者」 財産を預ける人(もともと保有していた人)
- 「受託者」 財産の管理・処分を任される・託される人
- 「受益者」 信託目的に応じて利益を受ける人

信託のイメージ図

1 〈一般的な信託〉



2 〈自己信託〉



3 〈自益信託〉



信託設定の方法

- (1) 信託契約・・・委託者と受託者が信託について交わす契約で、受益者の同意は不要。
- (2) 遺言・・・遺言書に「自分が亡くなったら〇〇を××のように信託する」と書いておく。
遺言が法的に有効であることが前提となる。
- (3) 意思表示・・・委託者と受託者が同一(自己信託)の場合、(1)の信託契約や(2)の遺言ができないため、信託内容を公正証書として残したり、確定日付のある証書で受益者に通知して意思を表示。

商事信託と民事信託

- (1) 商事信託・・・受託者が不特定多数を相手にし、業として信託を反復継続して行う場合で、信託業法の制約を受けます。信託銀行や信託会社の業務がこれに当たります。
- (2) 民事信託・・・信託法では、受託者は未成年者や成年被後見人など制限行為能力者以外であれば誰でもなることができます。その中で業として行わない信託で、委託者の親族が受託者になる場合などです。収益性が低い財産や取り扱いが難しい財産なども信託可能ですが、身内だけに不正が起こることも用心しなければなりません。

2. 信託と他の制度との比較

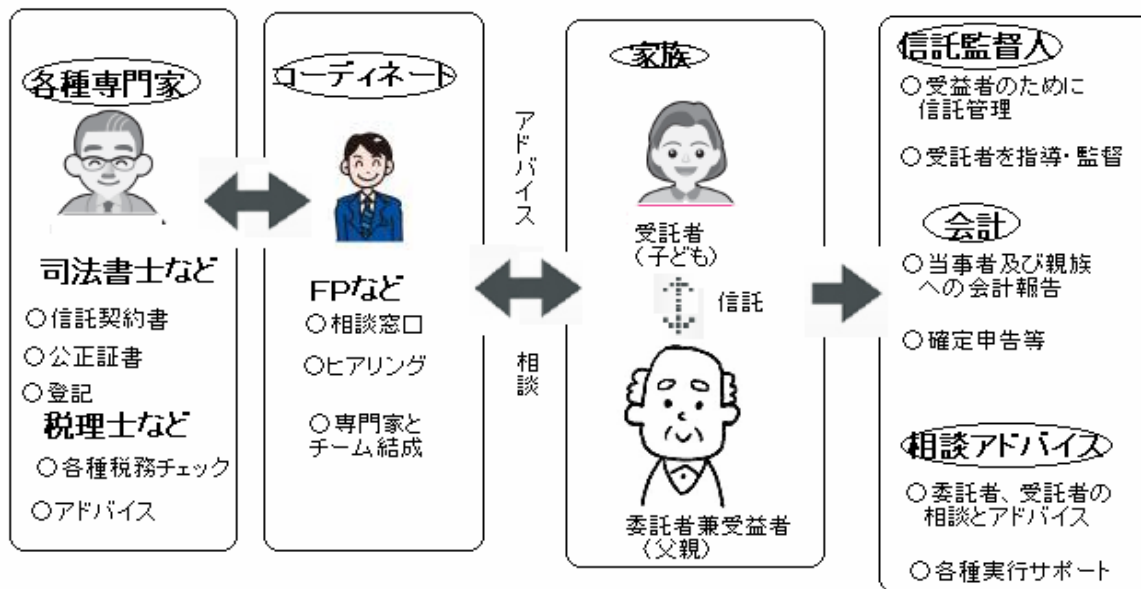
	特徴	注意点
信託 (信託法)	<ul style="list-style-type: none"> ・信託目的の範囲内で受託者の裁量により、信託財産の自由な管理・運用・処分ができる。 ・委託者が亡くなくても相続手続きなしでスムーズな資産継承が可能(本人死亡後も効力を持続させることも可能)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受託者が行えるのは信託財産の管理・運用・処分に限られる(身分行為は不可)。 ・受託者に対する監督には工夫と配慮が必要。
法定後見 制度 (民法)	<ul style="list-style-type: none"> ・財産管理のみならず身上監護事務も行う。 ・後見人に対して家庭裁判所や監督人によるチェックがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の判断能力が欠けてはじめて利用できる。 ・原則として財産の維持しかできず、積極的な運用は不可。 ・本人の生存中のみ機能する。
任意後見 制度 (任意後見 契約法)	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の判断能力が低下する前に契約を結べる。 ・任意後見人に対しては任意後見監督人や家庭裁判所のチェックがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・代理権は契約で規定された範囲のみ。 ・本人の判断能力が低下しないと効力が生じない。 ・本人の生存中のみ機能する。
遺言 (民法)	<ul style="list-style-type: none"> ・遺産の分割に限らず、子の認知などの身分行為も規定できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律で定められた形式を満たしていなければ無効。 ・いつでも撤回や書き換えができる(最も新しい日付の遺言が有効)。

3. 信託のパターン

- ①相続設計 認知症や病気により意思判断ができない事態に備えて。
- ②空家 資産家でなくても持ち家のある人なら誰でも利用可能。空家問題解決の糸口に。
- ③賃貸住宅 親が元気なうちから一緒に賃貸経営・管理を円滑に行う。
- ④事業承継 自社株は息子に譲るが会社の経営権や議決権は当面維持したい場合。
- ⑤福祉型 介護が必要となったり認知症のリスクがある高齢者のため、親族や一般社団法人などが受託者となって高齢者の代わりに財産を保全・管理する。
- ⑥生命保険 保険契約者や受取人たる妻や子が認知症等になり、生命保険金を請求しない、あるいは請求できない不支給案件に対処するため。

※以上の他、信託の利用はいろいろと考えられます。しかし万能ではありませんので、遺言や成年後見制度なども考慮しお客様の望む財産管理や承継を実現することが大切です。

4. 「家族信託」の流れ



5. 誰を受託者にすれば

信託法では資格者の定めがありませんので、制限行為能力者以外なら親族や友人等が受託者になることが可能です。また、一般社団法人等の法人であっても1回だけなら信託業法に抵触しませんので、受託者になることができます。①信託財産が高額である。②信託期間が長期になる。③親族関係が複雑である。④適格な受託者が見つからない。などの場合には、一般社団法人等が相応しいのではないかと考えられます。ケース別や財産の種類などによっても、親族と一般社団法人等に振り分けをすることも必要になってくるでしょう。